**青森公立大学　国際芸術センター青森**

**アーティスト・イン・レジデンス・プログラム 2019／Autumn**

**「賑々しき狭間」**

**応募要綱および事業概要**

**１　事業目的**

青森公立大学国際芸術センター青森（以下ACAC）は、アーティスト・イン・レジデンス（AIR）を中心プログラムとした施設として2001年に開館しました。AIRでは、さまざまな芸術の分野で活躍するアーティストを招聘し、期間中の滞在制作を支援し、展覧会を開催するとともに、協働制作、ワークショップ、レクチャーなどの交流プログラムを実施することにより鑑賞者に多様な芸術体験の場を提供することを目的としています。青森での約三カ月の滞在において、アーティスト同士、アーティストと地域住民や学生との出会いとその相互作用により、新たな創作の場が生成されることが期待されます。

**２　プログラムタイトル：「賑々しき狭間」**

　人はまだ何もない狭間にあらゆる物を生み出してきました。見つけた退屈な隙間を埋めるように、野原に町が、それが広がり都市がうまれ、発展した社会では時間の隙間さえも埋められ繁栄を極めたかのように思えますが、その増幅する騒々しさに時に辟易させられています。

　一方で、人は何もない狭間に価値を見出してきました。絵や文字の余白に心地よさを覚えたり、音の間隔によって音楽の抑揚を感じたり、行間を読むことによって文学の深みを受け取っています。つまり私たちは想像力／創造力によって、空虚にも見える狭間から賑やかさを受け取る術を持ち合わせているのです。

　このプログラムでは、その術によって物事の狭間にも豊かな賑々しさを生み出し表現するアーティストを募集します。

**３　公募人数**　　４名

**４　応募条件**

a）現在活動しているアーティスト（ジャンルは問わない）

b）制作、生活に係る全てを独力で行うことが

きること

c）制作の成果を作品としてプログラム内で必ず

発表し、展示作業および撤去まで責任を持っ

て行うこと

d)滞在の目的を理解し、招聘期間内の55日以上

滞在可能なこと

e）期間中、他のアーティストとの共同生活が可能であること

f）アーティスト・トーク、レクチャー、ワークショップ、学校訪問などの公式交流プログラムの実施を含む地域住民や学生との交流および美術教育的プログラムを積極的に行えること

g）自らの作品解説（アーティスト・トーク）、レクチャーおよびワークショップといった交流プログラムを、英語あるいは日本語で行うことができること

h）健康状態が良好であること

i）最低限日常会話程度の英語が理解できること

**５　応募方法**

　応募用紙【別紙】に記載された事項に従い、提出書類を期限までに提出してください。

**提出期限：2019年5月14日（火）**

* **必着のこと**。
* 期間を過ぎて到着した資料に関しては、いかなる理由も受領しません。

**６　選考および通知**

提出された資料をもとに、国際芸術センター青森および審査員による審査によって選考、決定されます。なお審査結果は、2019年7月上旬に応募者に通知します。

**７　事業日程**

招聘期間　　　 9月5日（木）～12月13日（金）

（＊9月8日まで夏AIR展を開催の予定です。）

ミーティング 9月17日（火）予定

展覧会　　 10月26日（土）～12月8日（日）

（展示設営期間 9月18日（水）～10月24日（木）

■公式交流プログラム＊

アーティスト・トーク　　　 　 10月26日（土）レクチャー、ワークショップ　 会期中の土日

学校交流　　　　　　　　　　 会期中の平日

＊レクチャー、ワークショップの日程は、各々協議の上決定いたします。

**８　展覧会について**

会場　国際芸術センター青森および敷地内周辺

＊展示はグループ展示となります。

＊作品展示、展覧会構成に関しては、国際芸術センター青森専門スタッフとの協議の上、決定します。

**９　主催者およびアーティスト間の招聘条件**

プログラムを行うにあたり、主催者とアーティストは、以下の条件を含む契約を締結することにより、プログラムを遂行することとします。ただし、招聘条件における主催者からの負担内容は、**アーティストが単身で来青することを原則としたもので、基本的に同伴者は不可とします。**

グループ等複数人での応募も可能ですがその場合、1グループを1アーティストとみなし、旅費、滞在費、制作費など全て1名分の支給となります。また、特別な理由により家族、制作アシスタント等を伴う場合は、必ず事前にご相談下さい。必要が認められた場合、アーティスト以外の方の旅費、宿泊費（1人1泊2,000円）はご負担いただきます。

この募集要項に記載されている金額はすべて税込みです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| ○来青に係る事項 | |
| 交通費 | **主催者**は、公立大学法人青森公立大学旅費規程により、会期中の１回分の往復交通費を支給します。  （海外）居住地の最寄りの国際空港から青森空港あるいは青森駅間の  1回分の往復交通費。国際線航空運賃はエコノミークラスと  します。  （国内）居住地の最寄りの駅から青森駅までの鉄道運賃とします。  ※アーティストが青森に到着してからの支払いとなります。  ※上限額は、国内100,000円、国外200,000円とします。  ※海外在住日本人アーティストの帰国旅費はお支払いいたしません。  ※物品輸送に係る費用は自己負担となります。  ※青森市内居住者の場合、交通費の支給はありません。  ※上限額を超える交通費は、アーティストの負担となります。 |
| ビザ | **海外居住のアーティスト**は、必要に応じて日本入国の旅券、ビザを取得してください（費用は自己負担）。詳細は、自国の日本大使館へお問合せください。 |
| ○制作、展示、交流プログラムに係る事項 | |
| 活動内容 | **アーティスト**は滞在期間中に作品を制作し、展覧会への出展、交流プログラム（詳細は別項）への参加が必須となります。 |
| 制作費＊ | **主催者**は、主催者が必要と認める制作活動に係る制作費（調査費、材料費、展示設置費、撤収費を含む）として上限250,000円を支給します。 |
| 交流活動費＊ | **主催者**は、交流活動費として75,000円を支給します。 |
| 制作場所 | **主催者**は、プログラム中の制作場所として、プログラム期間内に限り、国際芸術センター青森の「創作棟」を無償で貸与します。（共同で使用）  **＊制作スペースは全て共有です。個室はありません。** |
| 制作場所の清掃 | **主催者**は、創作棟の定期清掃を行いますが、アーティストの使用の範囲内における清掃は、**アーティスト**が行います。また、**アーティスト**は、プログラム期間中の制作活動の終了後、すべての施設、備品を原状復帰の状態で主催者に返却しなければなりません。 |
| 展覧会 | ＜展示＞  ・作品展示場所および最終的な作品プランは、アーティストおよび国際芸術センター青森スタッフと双方協議を行った上、決定します。  ・展示作業は原則としてアーティスト本人が行います。展示期間中の作  品の定期的なメンテナンスが必要な場合も、アーティストが責任を持  って行ってください。  ・**主催者**は、展示に係る演出上必要と思われる素材（キャプション、パネル他）等をアーティストと協議の上用意します。  **・**仕切りのないギャラリーでのグループ展示となるため、作品に光や音を使う場合は仮設壁の設置やヘッドフォンの使用などについての協議および調整が必要となります。 |
| 展示終了後の作品について | **アーティスト**は展覧会終了後、作品を自身で撤去しなければなりません。作品を持ち帰る際の梱包は、アーティスト自身で行ってください。輸送費用は、**アーティスト**の自己負担とします。 |
| 交流プログラム | **アーティスト**は以下の交流プログラムに必ず参加してください。  ・アーティスト・トーク  ・レクチャー、ワークショップ  ・学校訪問等交流プログラム  **主催者**は、交流プログラムに必要な材料を用意し、経費を負担します。 |
| ○滞在生活に関する事項 | |
| 生活費＊ | **主催者**は、当館の規程により、滞在中の生活費を支給します（ただし、上限を70泊71日とします）。但し、個人的な理由による旅行等で青森県外に出て宿泊した日数分は支給されません。到着が遅れた場合、帰宅日が早まった場合も同様とします。（参考：満額の場合　303,160円） |
| 宿泊場所 | **主催者**は、プログラム期間に限り、滞在中の宿泊場所として、宿泊棟の個室および付帯施設を無償で貸与します（シングルルーム、各19.44㎡）。  **アーティスト**は、浴室、キッチンを共同で使用することができます。また、**主催者**は宿泊棟の定期清掃を行いますが、アーティストの個室、およびキッチン使用後の清掃は、**アーティスト**が各自で行います。  なお、**アーティスト**は、帰宅時に、使用したすべての施設を原状復帰の状態で主催者に返却しなければなりません。 |
| 通信 | **アーティスト**は、施設内に備え付けられた無線LANでインターネットを利用することができます。  コンピュータの貸出はありません。 |
| 保険 | **主催者**は、アーティストの滞在期間中における傷害に対応した保険契約を実施し、負担します。健康保険等につきましては、ご自身でご加入ください。 |
| ○その他 | |
| 活動の記録 | **主催者**は、本プログラムにおけるアーティストの作品および活動を写真、ビデオで記録します。**アーティスト**は、上記記録のためご協力ください。  本プログラムで制作された作品の著作権は、すべて**アーティスト本人**に帰属しますが、主催者が記録した写真、映像等の著作権および公益に資する広報宣伝のためにそれらを使用する権利は**主催者**に帰属するものとします。また、主催者および主催者の了承を受けた者はこれらをすべて無償で使用できるものとします。 |
| カタログ作成について | **主催者**は、プログラム記録のためのカタログを作成します。また、作成したカタログ20部をアーティストに進呈します。 |
| マスコミ対応への協力 | **アーティスト**は、マスコミ各社からの取材申込みがある場合、可能な範囲での協力をお願いします。但し、創作活動へ支障をきたすと思われる場合、プライバシーを侵害される恐れがある場合は主催者に申し出、取材を断ることができます。 |
| サポーター | センターには事務局スタッフとは別に、期間中の制作、通訳、生活を自主的にサポートするボランティア組織があります。サポートの内容については、ガイダンスの際、主催者を交えた双方の協議を行います。 |
| 付記 | 日本と租税条約を締結していない国、または締結していても課税対象となる国から招聘された場合**、制作費、生活費のそれぞれの支給費より、20%程度の所得税（2018年は20.42 %）が徴収**されますので、ご了承ください。（詳細は、自国の大使館、関係機関等に問い合わせのこと） |

**１０　 事務局**

青森公立大学国際芸術センター青森　　2019年秋AIR係

〒030-0134　青森市合子沢字山崎152-6　TEL 017-764-5200　Fax 017-764-5201

E-mail: acac-air@acac-aomori.jp

　yukikondo@acac－aomori.jp　　　URL: http://www.acac-aomori.jp